伊賀市の文化財 167

市指定有形文化財　国中万うりかひ免許状

慶長13（1608）年8月、伊賀に入国した藤堂高虎は、入国と同時に家臣たちへの知行*の宛行などとともに商業政策にも着手しました。

入国から3カ月後の11月5日、高虎は伊賀国内の商業について、「上野町」「なんばり之町（名張町）」「あを之町（阿保町）」のみにて行うこととし、それ以外の地域での商売を行わないことを厳命しました。あわせて上野の東側の「野畠」と呼ばれた農地の年貢を免除しました。商業地を国内3カ所に集約するとともに保護し、商業と流通を把握することを意図したのです。

しかし、高虎が上野城と城下町の建設に着手したのは慶長16（1611）年で、上野城下町建設前から商業政策を打ち出したことになります。

高虎入国以前の筒井定次の時代の上野城は、北側を大手としながらも、城の南側に商工業者や武士が居住する殿町・本町・中町と称する町が形成されていたことがわかっています。高虎が出した免許状は、こうした町の存在を前提に出されたと考えられます。

高虎が建設した城下町の商業地は、3本の筋（本町筋、二之町筋、三之町筋）と通り（中之立町通り、西・東之立町通り）で区画された範囲でした。城下町は、1間が6尺5寸～6寸≒2mの規格で、中之立町通りから西・東之立町通りの間は、それぞれ120間（約240m）、本町筋と二之町筋、二之町筋と三之町筋の間は18間（約36m）、道幅は本町筋が4間（約8m）、二之町筋と三之町筋が3間（約6m）で、整然と計画された町人地が設定されていました。

高虎による商売の免許状は、その後4代高睦までの藩主と、10代高兌のものが残されています。歴代藩主にわたり商業の保護が引き継がれたのです。

＊藩主など領主が家臣に与えた領地など

文化財課　☎22-9678　FAX 22-9667

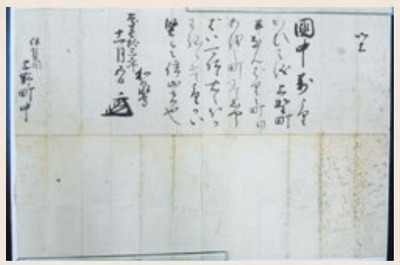

▲国中万うりかひ免許状（伊賀市中央図書館所蔵）

プロフェッショナル イガプロ プロダクト

「イガプロ」とは、「イガ」と「プロダクト（製品）」、「プロフェッショナル（専門家）」などさまざまな「プロ」を掛け合わせた造語です。

まねきや硝子株式会社伊賀工場

「まねきや硝子株式会社」という社名は、創業当時の会社の玄関に猫が集まってきたことが由来です。当社では、板ガラスの二次製品の製造を行っています。主に合わせガラス・強化ガラス・複層ガラスを扱っていて、学べば学ぶほど知識や技術が身につく仕事です。高度経済成長期には事業を拡大し、日本全国へ製品を届けてきました。現在は招き猫のように「すべての人に福を届ける企業」をめざし、働き方改革や社内改革にも取り組みながら、社員が安心して働き、成長できる環境づくりを進めています。

◆社員のコメント

学生生活では年の離れた人と接する機会は少ないですが、社会人になると先輩や上司との関わりが日常になります。その中で、コミュニケーションの大切さや基本的な「報告・連絡・相談」の重要性を学びました。仕事では、報告・連絡・相談を怠らないこと、わかりやすく伝えることが誤解や行き違いを防ぐためにとても大切です。こうした経験を通じて、社会人として必要な基本のスキルを身につけることができました。（品質保証課　主任）

自動ドアガラスにオリジナルデザイン入り合わせガラスを採用

◆会社概要

【設　立】 1964年3月
【本社所在地】 大阪府東大阪市吉原2-1-13
【従業員数】 360人
【事業概要】
ガラス製品二次加工硝子メーカー兼商社
【代表的な製品】
合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス
【連絡先】
○本社営業部　☎072-963-6061
○伊賀工場　☎45-5141
https://www.manekiya.jp

問 産業政策課　☎22-9727　FAX 22-9695

上野総合市民病院だより

◆尿検査について

臨床検査課では、検体検査や生理検査などさまざまな検査を実施していますが、今回は健康診断などで多くの人が受けられている尿検査について紹介します。

尿検査では、分析装置を用いて尿中の成分を調べ、そのデータから腎臓病、糖尿病、尿路の異常やその他の健康上の問題を発見することができます。

検査する尿中の代表的な成分として、タンパク、糖、血液などがあります。本来は、これらの成分は尿中に出現することはほとんどありませんが、体に何らかの異常があるとこれらの成分が出現してきます。たとえば、タンパクが検出された場合は、腎臓の問題などが考えられ、糖が検出された場合は糖尿病が考えられます。さらに、血液が検出された場合は、尿路に炎症や結石、ぼうこうがんなどが疑われます。

また、分析装置による検査だけではなく、顕微鏡による検査も行っていて、尿中に細菌や異常な細胞が出現していないかなど、分析機器だけでは調べきれない部分を調べています。

臨床検査課では、患者さんの健康の維持や治療に役立てるために迅速かつ正確な検査を日々心掛けています。

（臨床検査課　阪本　翔太郎）

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

『人権問題を自分事にする』とは　－人権政策課－

「人権問題を自分事にするとは、何をどうすることなのか」―人権について考える学習会に参加しているとよく問われる言葉です。皆さんは、このように問われたときどう答えますか。

私は数年前、人権政策課に配属されました。それまでも、講演会や研修会には参加していましたが、いざ市民からの相談を受けたり、市民に対して啓発する立場になった時、それまでの自分があらゆる人権問題に対して、いかに意識せずに生活していたかということを痛感しました。

当時の私は、相談を受けた際にうまく返せるだろうかという不安や、啓発事業を行う際も、ただ事業の成功を考えるばかりで、「誰に対して何を啓発したいのか」という事業の本質まで深く考えられていませんでした。

その後、多くの学習会や研修会、交流会などに参加し、また自らも人前で話す機会が増える中で、この問いについて、自分自身に問い続けています。答えは一人ひとり違うと思いますが、私は、「考え続けること」ではないかと思っています。自分には何ができるのか、何をしなければならないのかを模索すること。そして、多様な人と関わり、想いや考えを聴き、自分自身の想いや考えを伝えていくことが「人権問題を自分事にすること」だと考えます。

市では、11月11日から12月10日を「差別をなくす強調月間」として、市内各地で講演会などさまざまな人権啓発事業を開催します。これまでに参加したことがある人も、まだ一度も参加したことがない人も、ぜひ参加していただき、自分自身に問いかけてほしいと思います。皆さんにとって、「人権問題を自分事にするとは、何をどうすることですか。」

■ご意見などは人権政策課　☎22-9683　FAX 22-9641　✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ